

令和三年六月八日提出
質問第一六九号

性被害の治療支援で生じている自治体間格差を解消するために治療支援費用を全額国庫負担と
することに關する質問主意書

提出者 櫻井 周

性被害の治療支援で生じている自治体間格差を解消するために治療支援費用を全額国庫負担と

することに関する質問主意書

性犯罪と性暴力の被害者の治療や相談に一元的に対応するために、各都道府県ではワンストップ支援センターが設置されている。しかし、被害者の治療費などを公費で賄う仕組みに都道府県間で格差があり、経済面で支援を受けられない場合がありうる。例えば、居住地でない都道府県で被害にあった人が、緊急避妊や性感染症検査にかかる費用や治療費を自己負担せざるをえない場合がありえる。こうした問題が生じるのは、都道府県でワンストップ支援センターの運用が異なることが理由である。

これに対して、内閣府は全国統一の指針を通知することとした。しかしながら、未だに被害者が支援を受けられるケースとそうでないケースが混在する状態は解消されていない。

そこで、以下、質問する。

一 被害者は、住所地と被害を受けた場所などに拘わらず、等しく支援を受けられるべきと考えるが、政府の見解如何。

二 そもそも、多くの都道府県において、公費支援の対象を居住者に限定しているのは、財源を地方自治体

が負担しているからである。全国どこで被害にあっても等しく支援を受けられるようにするためには、内閣府は全国統一の指針を通知するだけでは不十分であり、被害者の治療費の都道府県による支援に必要な財源については全額国庫負担とすべきと考えるが政府の見解如何。

右質問する。